

青森県報

第千二百二十四号

令和八年
十月二日
(金曜日)

目次

告 示

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………

(障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 指 定 指 示)
… 一

○道路法による町道の災害復旧に関する工事の施行……………

(道 路 課)
… 一

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定……………

(構 造 政 策 課)
… 二

出 先 機 関

○土地改良区の役員の就任……………

(西 北 農 林 水 産 事 務 所)
… 二

告

示

青森県告示第五百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和八年十月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業の種類		障害児通所支援事業の名称		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	種 類	名 称	所 在 地		
株式会社スマイルタカラ	上北郡おいらせ町上久保六一の一六	居宅訪問型児童発達支援	すまいるはあとセカンド	上北郡おいらせ町青葉四丁目五〇の二三三	令和八・九・一	
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の二	児童発達支援	放課後等デイサービスいずみん	弘前市大字泉野一丁目九の一七	八・一〇・一	
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字茜町二丁目一の二	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスいずみん	弘前市大字泉野一丁目九の一七	〃	
合同会社ismug	弘前市大字百石町三六	児童発達支援	児童発達支援neco心音	弘前市大字百石町三六	〃	

青森県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第八項の規定により、次のとおり町道の災害復旧に関する工事を行うので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条の二第一項の規定により公示する。

令和八年十月二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路 線 名	工 事 の 区 間	工 事 の 開 始 の 日
中村長平線	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上山ノ井地先から西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山地先まで	令和八・一〇・二

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年十月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積（平方メートル）
南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻二二八	田	二、二七八

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利 用 権 の 始 期	存 続 期 間
令和九年四月一日	一年

四 借賃に相当する補償金の額

二万六千八百円

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報
令和四年十一月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、枝川鶴田土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年十月二日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	木村 ゆり子	五所川原市大字広田字榊森六一の一	令和八・八・七

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十四円九十五銭
-------------------------------------	---	---------------------------------